

事業計画書

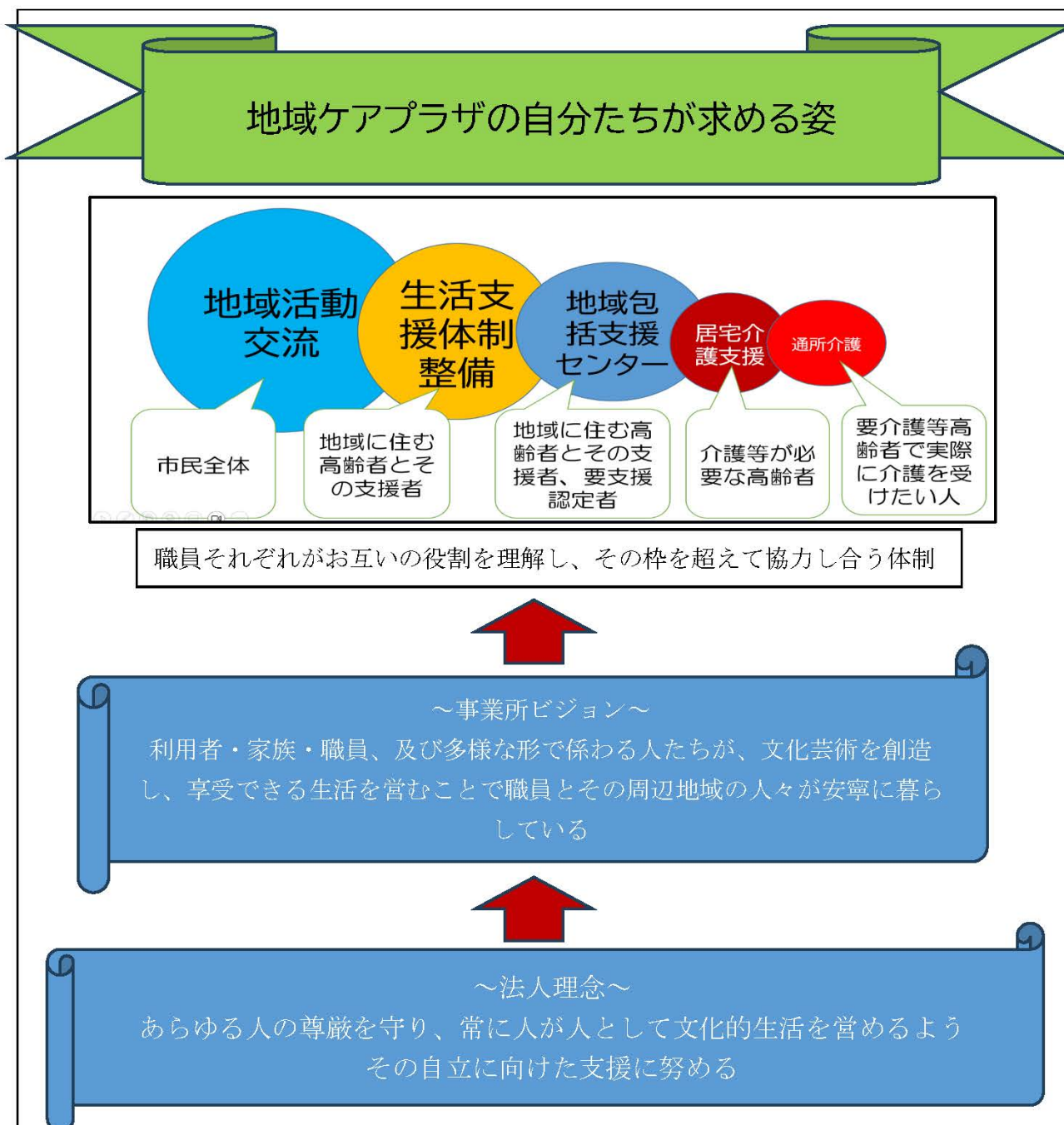
【注意事項】

1部あたり50ページ程度を限度に作成してください。

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。



十日市場地域ケアプラザの事業ビジョンを「利用者・家族・職員、及び多様な形で係わる人たちが、文化芸術を創造し、享受できる生活を営むことで職員とその周辺地域の人々が安寧に暮らしている」と掲げております。生活に必要な物だけでなく、生活の質（ＱＯＬ）の向上への意識をもち法人理念である「あらゆる人の尊厳を守り常に人が人として文化的生活を営めるよう、その自立に向けた支援に努める」という視点で事業を実施します。

新治西部地区、十日市場ヒルタウン地区それぞれの地域福祉保健計画地区別計画の策定推進に地域活動交流コーディネーターだけでなく、地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーターも積極的に参加することで地域課題を共有、事業の実施につなげてまいりました。例えば、「地域の中で顔の見える関係を築き交流を深めていきます」という新治西部地区の重点取り組みを受けて、コロナ禍でつながりが希薄になり、外に出ることも少なくなった時期に「高齢者のフレイル」という問題が生じました。地域包括支援センターにおいて地域ケア会議を実施し、フレイル防止の取り組みの重要性を共有、コロナ禍でも交流が途切れない方法を検討し、ウォーキングに取り組むことができるのではないかと、意見の下、生活支援コーディネーターが協議体の場を生かし地域の老人会の皆様とともにウォーキングの会を発足することができ、現在も続いております。

他にも一般介護予防事業やチームオレンジといった事業を地域課題解決への方法として活用します。認知症高齢者日常生活自立度Ⅱ以上の割合は、新治西部地区１２．７６％（区内上位２位）、十日市場ヒルタウン地区１１．９５％（区内団地上位１位）であり、身近な方が認知症である可能性が高い地域でありながら、認知症がある程度進行してから地域包括支援センターに相談に来る方が多く、認知症そのものへの理解や早期発見が重要ということが考えられます。認知症理解、早期発見の重要性についてもっと浸透できるよう地域の認知症キャラバンメイトの方と一緒に啓発活動を進めてまいります。

子育て支援としては、緑区地域子育て支援拠点いっぽとの協働が重要と考えています。これまでもよちよち園の事業などを通じて地域の子育て世帯への支援を行ってまいりましたが、十日市場ヒルタウンの２０～２２街区の土地を活用した持続可能な住宅地モデルプロジェクトにおいて、大規模なマンションが建ち、子育て世帯の流入が多くあることも踏まえ、入園前の子育て世帯への事業や、小学生向けの「こども村」の事業などを引き続き実施し、子育てしやすい街づくりに寄与できるよう努めてまいります。

多世代間交流も重要ととらえカフェ等の開催など居場所づくりを行います。その場に専門職（地域包括支援センターや生活支援コーディネーター、地域で活動されているケアマネジャーなど）の関与をすすめることで、子育ての問題のみならず、ダブルケア、８０５０問題などへの支援や理解促進につながることも期待して実施を行います。

このように、一つの部署で実施する事業の枠を超えて、様々なケアプラザ職員やいろいろな方が関与できる体制を作ることにより、地域全体で複合的な課題への支援、生活の質の向上につながる取り組みとなるよう実施してまいります。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

十日市場地域ケアプラザの担当している地域は、2つの連合自治会があり、それぞれ特徴や魅力、課題があります。

新治西部地区の特色

新治町、十日市場町、後谷自治会の3つの自治会の連合地区で、それぞれに特色があります。

【新治町】

横浜市内でも貴重な自然を有しており、里山が残っています。家族でのケアが存在しており、自治会加入率も比較的高い反面、賃貸住宅（アパート）も多く、単身・低所得の高齢者が点在しており、孤立が懸念される方もいます。地域内に商店がほとんどなく、買い物は地域外に出かける必要があります。

【十日市場町】

十日市場駅周辺の都市化された地域と田畑の残る地域に分けられます。地域には商業施設、医療機関、公施設等があり利便性は高い地域です。交通利便性も高く、流入人口も多く、子育て世帯も多く住んでいます。流入してこられた住民は地域社会とのかかわりが薄く、地域活動や防犯活動への参加や子育てなどの課題があります。

【後谷地区】

坂の中腹～上に位置しており、地域開発から55年ほど経過しています。同世代が同じ時期に住み始めたため一斉に高齢化を迎え高齢化率30%を超えています。一方同じ時期から暮らし始めたことからご近所の繋がりや老人会の活動は盛んで、地域での見守り体制が既存の関係の中で存在しています。坂の中腹～上のため、交通利便性に課題があります。身体機能の低下などで地域との関係が少なくなると孤立してしまうことがあります。地域内に総合病院があり、地域の医療の中心となっています。一方、商店等は少なく、買い物には地域外へ出かける必要があります。

新治西部地区地区別推進計画においては

- ・地域の中で顔の見える関係を築き、交流を深めていく
- ・地域情報を多くの住民に届けられるようにしていく
- ・次世代に活動をつなげられるよう取り組む

の3点を重要取り組みとして掲げ、活動を行っています。

十日市場ヒルタウン地区の特色

丘陵地帯にある、十日市場ヒルタウンならびに十日市場第2住宅という市営住宅を中心として10の自治会で連合自治会が構成されています。令和6年に十日市場団地地区から十日市場ヒルタウン地区と名称が変更されました。昭和30年ごろに平屋中心の市営住宅として開発され、人口増に伴い、平成6年より建て替えが進み、現在の高層マンションとなりました。現在は高齢化が進み43%を超えています。多くが一人暮らし、高齢夫婦2人暮らしで、世帯構成の約50%を占めています。市営住宅の性質から、他地域から流入される方が多いため、地域の中での繋がりを新たに構築し続けなくてはならないという課題があります。また、収入による制限があり、働き盛りとなると転居する方も多く、40～50代が少なく、将来の担い手不足が課題としてあります。

一方、課題の共有はスムーズで、孤立の防止や生活利便性の向上など、全体で取り組むことへの意識が多くみられる地域です。令和5年からLSA事業（生活援助員派遣事業）も実施され地域における見守りが進んでいます。

十日市場ヒルタウン地区別計画では

- ・地域での見守りを進め、支えあえる地域
- ・地域活動を充実させ、地域の中でつながりを作る
- ・地域の情報発信に取り組む

の3点を重要課題として掲げ、活動を行っています。

そのほか、自治会が無いUR住宅が市営住宅の中にあります。どのような方が住まわれているか把握が困難で、地域ケアプラザの活動も含め地域情報を届けにくいという課題があります。また、十日市場センター地区20～22街区に持続可能な住宅地推進プロジェクトにおいて、大規模なマンションが建ち、子育て世帯の流入が多く地域としては高齢化率が下がっています。反面こちらにも自治会が無く、住民ニーズが見えにくいこと、地域情報が届けにくいという課題があります。

課題解決に向けた計画、地域との連携

孤立が懸念される世帯へは地域活動の中心を担っている自治会、地区社会福祉協議会の方々と連携を図りながら地域の行事や防災訓練、食事会といった場を紹介し参加を促せるよう働きかけます。紹介にはHPやLINEなどSNS媒体も活用して情報発信を行います。インターネット等苦手な方もまだいますので、ケアプラザ新聞も定期的に発行して情報提供に努めます。URについては、繋がりづくりを進め、令和5年から掲示板にチラシを貼れるように前進しましたので、新聞やチラシによって情報提供を進めてまいります。新たにできた20街区（ドレッセ）には新聞を21街区（クレールレジデンス）には「まるっと！十日市場」（施設間連携会議）で情報を伝えることが進みましたので、継続して連携を図れるように取り組みます。

子育て世帯への課題もあり、流入世帯が多いことから、周りとのつながりづくりが必要と考

えます。子育て支援拠点いっぽと協働して乳幼児からの支援を行います。また、世代間交流の場を設けることで、こども～子育て中の方～高齢の方とそれぞれが緩やかにつながれる「場」作りを行います。

地域で活動されている、民生委員や主任児童委員、保健活動推進員、L S A事業といった方との連携を図り、地域全体で介護予防やフレイル防止、認知症理解の促進を進めてまいります。そのことでつながりづくりや孤立防止、複合的な課題を抱える世帯への働きかけができる仕組みづくりを行います。

地域にある各施設との連携を深め、ハロウィンイベントやクリスマスイベントのように楽しみながら参画し地域を盛り上げる事業を通して、地域活動の振興や各施設の周知を進めるとともに、災害等万が一に備えられる施設間連携を深め、赤ちゃんから高齢者まで安心して暮らすことのできるまちづくりの支援を行ってまいります。

介護が必要になっても在宅でできる限り生活ができるよう、地域にある介護事業所とも一体感のある支援ができるよう連絡会や会合等を通じて連携を図ります。また、介護事業所のみならず、企業とも連携を図り、移動販売の実施など地域の生活利便性の向上にむけて取り組みます。

事業所ビジョンに掲げた、「利用者・家族・職員、及び多様な形で係わる人たちが、文化芸術を創造し、享受できる生活を営むことで職員とその周辺地域の人々が安寧に暮らしている」の実践に向け、各部署の垣根を超え事業を行い、地域の振興に寄与することを職員の行動指針とします。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

地域との連携

二つの地域で行われる地区別計画推進委員会において、地域の現状と課題を把握するとともに住民の取り組みやつながりを作っていく活動が報告されています。その意見や取り組みを踏まえ地域ケアプラザとしてその課題解決に資するもしくは側面的支援ができるようにします。例えば新治西部、ヒルタウンの両地区であがっていた子供の居場所への課題を受けて、地域の方と「こども村」を実施し6年を超えることができました。今後も実施が続けられるよう継続して連携を図ってまいります。他にも地域の老人会や自治会などとフレイル予防の取り組みなどを行い、地域福祉の活性化につなげます。

行政、区社会福祉協議会との連携

地域ケアプラザの特色として地域住民と行政の中間に位置しやすいという事があげられます。その特色を生かしてまいります。地域課題を共有する場として地区支援チーム会議があり、定期的に所長や職員が参加しています。地域ケアプラザとして今後も積極的に関与し、「地域に近いもの」として地域課題を発信するとともに、区社会福祉協議会と協力しながらその解決への方向性などを共有し地域へフィードバックできるような役割を担っていきます。

他の地域ケアプラザとの連携

地域活動交流事業、地域包括支援センター、生活支援体制整備事業においては毎月その担当職員で分科会が開催されています。また、区域で行う認知症支援やケアマネジャー支援等進めてまいります。現在霧が丘地域ケアプラザと長津田地域ケアプラザとの共催で三包括ケアマネジャー連絡会を開催しており、地域の介護支援専門員の資質向上、横の繋がりの強化を進めてまいりました。地域の居宅介護支援事業所に在籍されている主任介護支援専門員の課題を受け、介護支援専門員が自らその課題を解決できるような仕組みを整えてまいりました。今後もその取り組みを継続させることで、居宅において介護が必要になっても暮らすことが続けられる、地域包括ケアの深化に寄与できるよう、他の地域ケアプラザと協力を進めてまいります。

その他の職種も、コーディネーターの活動周知（コーディネーターハウス）の実施や生活支援体制整備における区域で介護予防に資する取り組みの共有や一般介護予防事業の講師等の共有、成年後見制度活用の進捗の共有など様々な区域での取り組みに寄与してまいります。

(4) 合築施設との連携について

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

複合館として緑図書館、老人福祉センター緑ほのぼの荘の2施設とは密な連携を図っています。特にほのぼの荘は同一法人であることを活用し、毎月会議を開催し、事業運営の取り組みや課題を共有していきます。ヒヤリハットなども共有することで両施設とも事故防止等に資するようすすめてまいります。また、令和7年度には30周年記念を企画しており、3館でR6年12月より定期的に開催実施に向けて打ち合わせを行っており、今まで地域とともに過ごした30年をお祝いできるよう取り組んでいます。令和8年以降も課題共有に努めていきます。

十日市場周辺の公共施設等で行っている「まるっと！十日市場」（施設間連携会議）においても3館共催で事業を行っています。R6年10月に実施したハロウィンイベントのスタンプラリーでは3施設が他の施設とも協力して1,000人近くの住民の方に参加をいただき、コロナ禍を乗り越えて地域が盛り上がるよう連携を密に取り組みました。今後も打ち合わせや会議などを通して3館での連携を図り地域への還元を図りたいと考えています。

また、複合館内で体調不良者が出た際など、ケアプラザの職員（地域包括支援センター看護師等）が緊急の対応を行っています。年数件の事例があり、施設の垣根を超えて市民の安心を守ることができます。

BCPをほのぼの荘とあわせて定期的に見直しを行うとともに、防火防災訓練も3施設合同で年2回開催しており、利用者も参加される避難訓練では、施設を超えて利用されている方の安全を守れるように今後も協力して訓練を行い避難方法の習得などに取り組んでまいります。

施設管理についても3館で随時情報を共有して設備機器等の計画的な修繕を実施し、利用者サービスの低下防止に努めています。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

<神奈川県匡済会事業運営の『基本理念』>

「あらゆる人の尊厳を守り、常に人が人として文化的生活を営めるようその自立に向けた支援に努める」

大正10年、労働者宿泊所として建設した『横浜社会館』の開所式で、左右田喜一郎初代館長の挨拶で会館運営の方針として述べられた思想が、本会の事業運営に引き継がれて現在の『基本理念』となっている。

<基本方針>

☆ 利用者の立場に立った最高の福祉サービスを提供することによって、利用者のたくさんの笑顔があふれる匡済会を創り上げる。そして「この笑顔」こそを、私たち匡済会メンバーの喜びとする。

☆ 「誠実で、公正な行動」を信念とする匡済会であり続け、「利用者・社会の信頼」を宝とする。

☆ 健全経営に徹し、利用者・ご家族・匡済会メンバーに対し、継続的な経営という責任を果たす。

☆ メンバーの一人ひとりが、<職制・業務>の枠を越えて、「経営の目的」と「自分の目標」を実現していこうとする「思いと行動」にあふれる匡済会を創る。

☆ メンバーが互いに、その人間性を尊重する事によって、生き生きと働く事ができる匡済会を創る。

<業務実績等>

神奈川県匡済会は大正7年、第一次大戦後の経済格差社会の中で、横浜財界人の寄付により、市民の貧困救済を目的として設立以来、その時々々の社会的課題の解決に向けた社会福祉事業と社会的弱者の生活支援業務を展開してきた。

1. 大正期 （第一次大戦後復旧事業、関東大震災震災復旧事業実施と社会的弱者生活支援業務）

① 大正7年、第一次大戦後の格差社会の中で生活に困窮する人達への生活支援対策として「公設市場」「市営住宅」の建設事業。大正10年、戦後恐慌の中で横浜開港を支えた自由労働者への住居の提供、自立支援を目的とした「横浜社会館」の建設運営事業と低所得労働者への自立支援業務を実施。

② 大正12年の関東大震災においては、横浜社会館での被災者の臨時震災救護事業、震災後の失業者、野宿者の短期保護施設の運営等、震災復旧事業と社会的弱者救済業務を実施。

2. 昭和期 （第二次大戦の戦災復旧事業、高度成長期関連事業の実施と社会的弱者生活支援業務）

① 第2次大戦後の混乱期⇒横浜駅前等の天幕村設営や、社会館での浮浪児童の一時保護事業の他、『金沢郷』の開設運営による海外引揚者保護事業等、戦災復旧事業と社会的弱者生活支援業務の実施。

② 社会福祉関係法施行後の実績は、昭和38年、核家族化社会での高齢者生活支援を目的に老人福祉法による養護老人ホーム「白寿荘」を開所、また、昭和40年、高度成長期に横浜の街づくりを支えた

港湾労働等日雇い労働者の生活を支援する勤労者宿泊施設「南浩生館」の事業運営や、昭和43年、「寿福祉センター」を開所し、寿町に於ける隣保事業・保育所事業を実施するなど児童福祉、老人福祉、生活保護関連事業、社会的弱者生活支援業務を実施した。

3. 平成期 （社会福祉法に基づく社会福祉事業実施と、ホームレス自立支援業務）

① 平成15年、社会的弱者の自立支援事業の実績から、横浜市ホームレス自立支援施設「はまかぜ」の運営を受託、平成18年には救護施設 横浜市「浦舟園」を受託。また、昨今の児童虐待問題等、子育て支援の必要性に鑑み、平成23年、横浜市より大倉山保育園が民間移管され本会の保育園として運営。平成28年には第2館目となる養護老人ホーム野庭風の丘の運営を開始し、各種の社会福祉事業を11事業所で実施している。

4. 令和期 （コロナ禍後の高齢者見守り事業）

① 令和5年10月、十日市場ヒルタウンにおける横浜市高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業（LSA）業務を受託。

② 続いて、令和6年4月より十日市場ヒルタウンに所在する高齢者用市営住宅等援助員派遣事業を受託。十日市場地域ケアプラザ包括支援センターとの情報交換を密に関係部署、地域住民との関係構築を進めて高齢者の見守り事業を実施している。

5. 令和5年度の状況（重要業務の執行状況）

①概況と総括

2023年度概況報告と総括

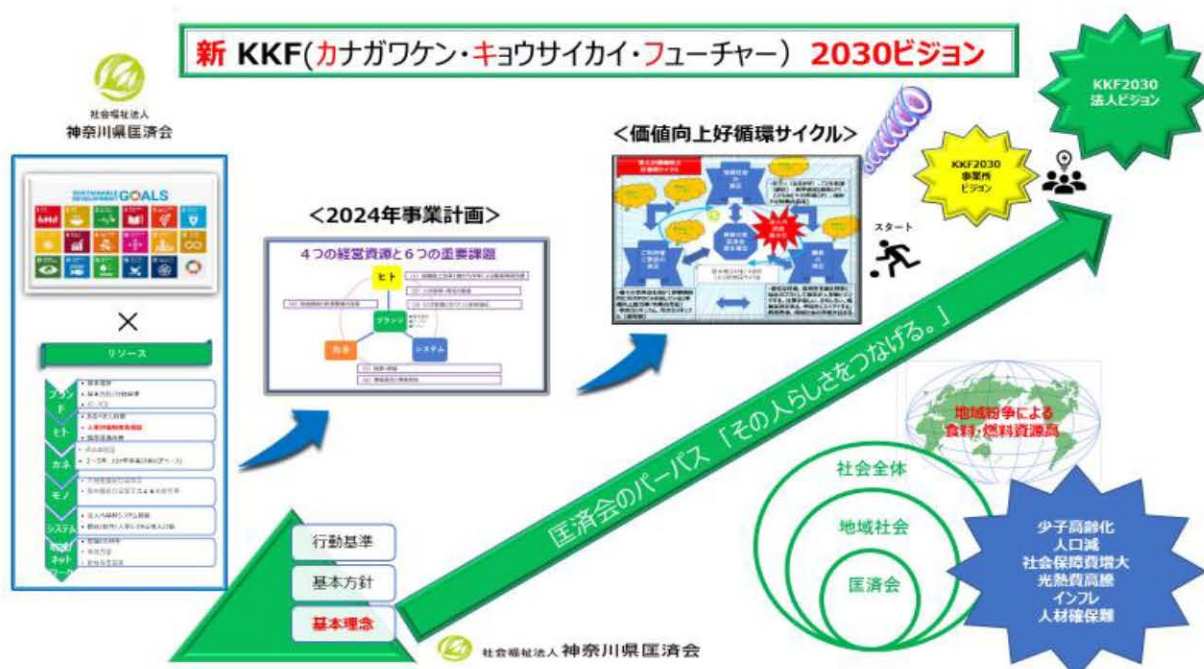
「新型コロナウイルス感染症」は、2023年5月によやく、感染症法上の5類へ移行し、コロナ禍明けと期待されたが9月に養護老人ホーム野庭風の丘でご利用者、職員合わせて60名を超えるクラスターが発生し、各事業所では緊張感をもった施設運営の継続となった。また、ロシアの軍事進攻等外部環境の変化が食費、光熱費高騰に拍車をかけ施設運営への悪影響が懸念された。

福祉事業合計 事業活動資金収支差額（キャッシュフロー）の前期、赤字決算を教訓に、各事業所は年初予算達成に向けて足下の収益構造に拘り、特に介護保険事業に関わる踊場地域ケアプラザ通所事業（デイサービス）での加算獲得、特別養護老人ホーム白寿荘では部門連携を強化して黒字化。保育所では一時保育強化を目指して安定的な収益を確保し、また、事業全般にわたり水道光熱費の節減に努め、国のエネルギー政策、行政による物価高騰補助金の支給も相まってキャッシュフローは、前年に比較して大幅な黒字となった。このように各事業所では、細部を突き詰める運営を心掛け、また、未来志向の中長期計画「KKF2030 <K:カナガワケン・K:キョウサイカイ・F:フューチャー 2030> デザイン」の最優先課題である人事評価制度再構築に向けて運用面では、「自己スキルチェック研修」を実施して全職員の制度理解を求め、事業所代表によるワーキングチームが法人ビジョンを策定し、事業所ビジョン、事業計画、組織図を一気通貫させる組織能力強化に努めてきた。

いっば、外部環境を機敏に捉えて、法人全体の4つの経営資源（ヒト、ブランド、カネ、システム）と事業所の6つの重要課題を整理、相関させた事業計画を基本理念を中心に、職員、ご利用者・ご家族、地域社会の満足を求めて法人の価値を高める価値向上好循環サイクルに乗せて、ビジョン達成に向かう構図を仕上げた1年となった。

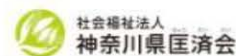
社会福祉法人 神奈川県匡済会

②KKF2030ビジョン（法人の未来予想図）



③事業計画評価（本部×事業所）

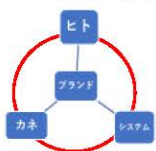
令和5年度（1）事業計画評価 ①本部×事業所 KKF2030の進捗



4つの最重要課題(本部)と6つの重要課題(事業所)

【ブランド×ヒト×システム×カネ】をベースに各事業所課題を整理

KKF2030推進



【本部】
4つの最重要課題

- KKF2030において、法人存続の為【ブランド】価値を中心とし好循環サイクルを回す。
- 【ヒト】【カネ】【システム】を大項目フレームとして整理し、最優先で取り組む設計で立案する。



【事業所】
6つの重要課題

- ①組織風土改革と働き方改革による職場環境改善
- ②人材採用・育成の推進
- ③リスク管理とガバナンス体制強化
- ④地域貢献と新規事業の探索
- ⑤財務・修繕
- ⑥情報還元と情報発信

重要課題

法人全体の一体感の醸成

その人らしさをつなげる

④事業計画評価（本部最重要課題）

令和5年度（1）事業計画評価 ②本部最重要課題の評価

・基本理念/パーパスの浸透
・KKF2030ビジョンの策定による一体感の醸成
【事業所ビジョン/法人ビジョン】

・ワーキングチーム（職場代表者）を主体とした「人事評価再構築」の推進
・本部組織改革相互理解と共有共感

・安定性の確保
【事業収支改善/事業収支加算改善】
・事業収支予算精緻化
・未来的価値創造に向けた事業シミュレーション

・法人基幹システム連携強化
・ICTソリューションの実現
・法人システム運用ルールの安定化

ブランド ○

- 基本理念、パーパスの浸透【組織横断フォーラムの実施】 **×**
- 【個人目標管理シートでの相互確認】 **×**
- ▲役職者へ導入。
- ・KKF2030ビジョン
【事業所ビジョンの策定】 **○**
- 【法人ビジョンの策定】 **○**
- 【ビジョンによるマネジメント】 **×**
- ※「7つの習慣」、「やる気の正体」 **×**

ヒト ▲

- 正しい人事評価
【ワーキングチーム・管理者による人事評価制度再構築】 **▲運用面から着手**
- ・人材研修BANK検討 **×**
- 【ワーキングチーム中心に 具体策の策定】
- ・多様性のある人材採用 **×**
- 【障害者雇用促進、外国籍雇用検討】
- ・本部組織改革 **▲**
- 【業務移管整理と事業所支援強化】

カネ ▲

- ・介護事業収益改善策構築 **▲**
- ・中期シミュレーション **▲**
- 【事業別収支予測、人件費、修繕費推移予測】 **浜銀総研資料をベースとした理解**
- 【新規事業シミュレーション】 **×**
- ・財務収益構造理解啓蒙 **▲浜銀総研資料**
- ・月次管理会計構築 **▲予実管理、コックピット経営始動**
- ・長期財務計画策定 **▲浜銀総研資料**
- ・省エネ化推進 **○**

システム ○

- ・法人基幹システム構築 **○ システム導入のタイムスケジュール化**
- ・ICT環境整備（情報セキュリティ最優先）**○フォアテイク実装**
- ・情報管理体制強化 **○本部経営企画担当によるICT計画推進以下同じ**
- ・ネットワーク環境構築 **○**
- ・システムリプレイス **○**
- ・一元管理体制 **○**
- ・ICTヘルプデスク開設 **○**

■上記は、4つの経営資源ごとに年初設定した最重要課題を呈取り表(○△×)で表したものです。

【ブランド】 10/18法人ビジョン発表会で事業所代表者によるワーキングチームが法人ビジョンを確定させ、組織浸透フェーズに入った。

【ヒト】 人事評価制度運用面平準化のため、2～3等級正職員130名を対象として、計8回「自分のスキルチェック研修」を実施。評価者と被評価者双方による制度理解を進めた。本部組織改革は、継続課題として次年度スタート時に組織変更。

新卒者6名(はまかせ、養護白寿荘、大倉山保育園、新山下二丁目保育所各1名、寿福社センター保育所2名)を採用。

障害者法定雇用率 3.0% < 基準2.3% → 24年4月2.5% → 26年7月2.7%へ改定>

BCP・DIG訓練、能登半島地震直後の簡易トイレ、ブルーシート目張り対応訓練。救命講習の継続(23名、2012年から累計344名受講)。内部監査の実施。安否情報訓練5月実施。

【カネ】 社会福祉事業計CF年初予算8百万円に対し、物価高騰補助金の支給と省エネに努め上振れ着地。介護保険事業での加算獲得、チーム連携による入所判断迅速化。引き続き、予実マネジメントサイクルを回していく。

【システム】 ICTスケジュールに沿った運用し、特に情報セキュリティ強化を実行した。

⑤事業計画評価(事業所総括)

令和5年度 (1) 事業計画評価 ③事業所総括

■措置事業 (はまかぜ・浦舟園・養護老人ホーム白寿荘・養護老人ホーム野庭風の丘)

- はまかぜでは、平成27年生活困窮者自立支援法改正で隣保事業から公益事業へと変更となったが、従前通り、消費税非課税処理を継続してきた。業務費(指定管理料)を非課税から課税に改めると行政通知連絡があり、理事会、評議員会で定款変更を諮りする一方で、本決算において課税処理に変更。さらに過去2024年度で一括処理予定。
- 水道光熱費の節減努力、物価高騰補助金の支給、事業予算見直しによる大幅な収支差額増で利益貢献大。リーダー、メンバー間の一体感醸成による運営がなされた。
- 白寿荘では音楽(ピアノ演奏)、ハルエ、落語イベント開催を月例で再開し、ご利用者の脱日常の楽しみ、癒しにつながった。

■老人福祉施設 (緑ほのぼの荘)

- コロナ後の利用者増を目指して、大広間を活用する体操系、フレイル予防、週3回のカラオケ、教養講座を改編し人気を博す。利用者数33,678人(前年+約7,000人)。

■介護保険事業 (特別養護老人ホーム白寿荘・踊場地域ケアプラザ・十日市場地域ケアプラザ)

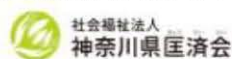
- 特別養護老人ホームは、チーム連携による入退所判断の迅速化と適正人員配置の効率化を進め、黒字化を確保した。
- 踊場地域ケアプラザの通所事業(デイサービス)では、新たな加算獲得で一貫協力して黒字化させ、居宅支援事業で上乗せを図った。
- 十日市場地域ケアプラザでは、コロナによる利用控え減分をデイサービス、居宅支援事業ともに新規開拓に努めたがダウントレンドが上回り、厳しい決算となった。

■児童保育事業 (新山下二丁目保育所・寿福祉センター保育所・大倉山保育園)

- 大倉山保育園は、医療的ケア児サポート園の認定を受け知見の蓄積となり行政、他園、大学等の他機関連携が深まり、インクルーシブ保育の概念が職員に浸透してきた。
- 寿福祉センター保育所では、障害児保育という特長の継続性担保のためアンテナを張り、一時保育の強化を目指して園運営にあたった。
- 新山下二丁目保育所のピジョンである四季の物語りが生まれる園庭づくりの実現を目指して園庭改修に着手し、こそでひろば、一時保育の拡大に努めた。

■高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 (十日市場ヒルタウン)

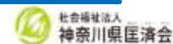
- 10月、十日市場ヒルタウンにおいて新たな高齢者見守り事業を受託し、十日市場地域ケアプラザ包括支援事業との連携を進める。



⑥事業所ビジョン

令和5年度 (2) 事業所ビジョン:12事業所

■措置事業 (はまかぜ・浦舟園・養護老人ホーム白寿荘・養護老人ホーム野庭風の丘)



はまかぜ	同じ目的を持ち、胸を張って働ける職場作りと求められる支援、新しい支援を創出していく
浦舟園	その人らしさを認め合い、語りあえる環境を意識し、笑顔あふれる浦舟園を創る
養護老人ホーム白寿荘	自由な発想を原動力に一人としての喜びそしてやすらぎを提供します
養護老人ホーム野庭風の丘	地域と人がつながり、一人暮らし高齢者が笑顔あふれる生活の場を創る ～支援を必要とする人が安心して暮らせる受け皿として～

■老人福祉施設 (緑ほのぼの荘)

緑ほのぼの荘	利用者の方や実習生もスタッフも 緑ほのぼの荘に関わるすべての人が 明るく笑顔で過ごせる施設を目指す
--------	---

■介護保険事業 (特別養護老人ホーム白寿荘・踊場地域ケアプラザ・十日市場地域ケアプラザ)

特別養護老人ホーム白寿荘	「介護」という一般的な価値観を、「かいご」という全く新しい価値観に変える～やるべき「介護」から、自由な「かいご」へ～
踊場地域ケアプラザ	地域の皆さまに安心と楽しさを提供し、信頼を得る存在になる
十日市場地域ケアプラザ	神奈川県匡済会の運営する事業全ての利用者・家族・職員、及び多様な形で係わる人たちが、文化芸術を創造し、享受できる生活を営むことで職員とその周辺地域の人々が安寧に暮らしている >>「文化」とは、芸術を核にして広がりを見せる概念<<

■児童保育事業 (新山下二丁目保育所・寿福祉センター保育所・大倉山保育園)

寿福祉センター保育所	ありのままを受け入れる保育姿勢で 利用者も職員も楽しい タイバシティな保育所になる
新山下二丁目保育所	四季の物語りが生まれる園庭づくりで ～保育所の未来をなかと創造する～
大倉山保育園	インクルーシブ保育と専門性の連携で～人となりが未来を紡ぐ～

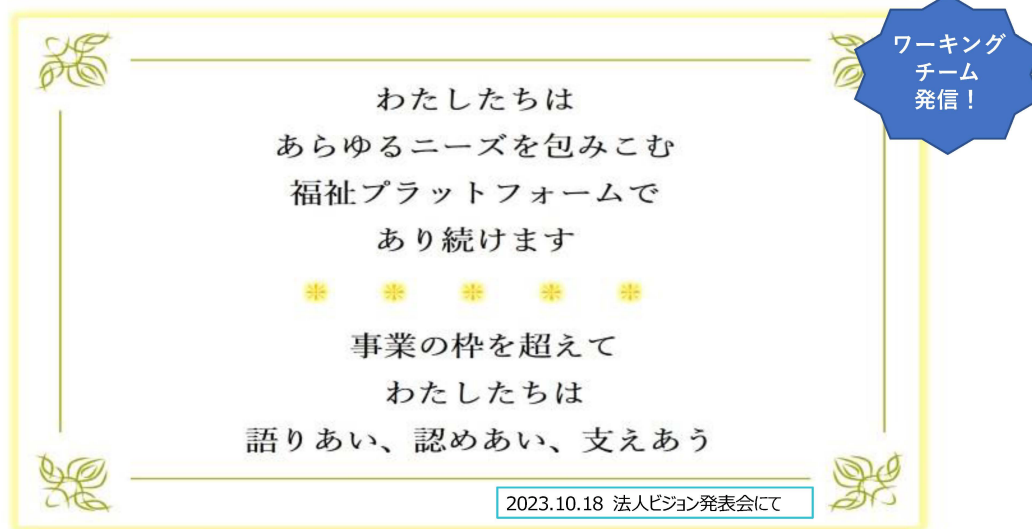
■本部

本部	匡済会の現在と未来を事業所とともに歩み、支援する黒子役(サポーター)に徹します
----	---



⑦法人ビジョン

令和5年度（3）法人ビジョン



わたしたちは
あらゆるニーズを包みこむ
福祉プラットフォームで
あり続けます

※ ※ ※ ※ ※

事業の枠を超えて
わたしたちは
語りあい、認めあい、支えあう

ワーキング
チーム
発信！

2023.10.18 法人ビジョン発表会にて

(2) 財務状況について

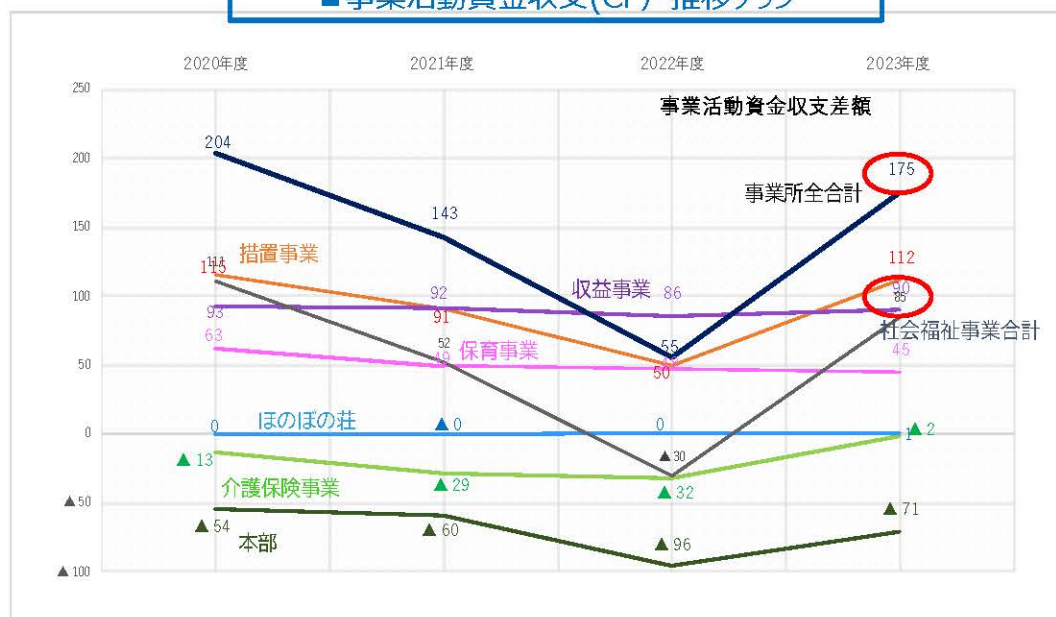
予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

令和5年度は、高齢者福祉事業を始め、指定管理事業、児童福祉事業、生活保護事業、生活困窮者自立支援事業と多岐にわたる事業を自主、受託併せて12施設で行ってきた。法人全体の詳細は以下の通り。

令和5年度 事業活動資金収支状況

	決 算 状 況			
	2023年度 実績	2023年度 年初予算	2022年度 実績	2024年度 年初予算
■ 2023年度事業活動資金収支差額				(百万円)
事業活動収入	2,864	2,827	2,759	2,912
事業活動支出	2,689	2,735	2,703	2,790
事業活動収支差額	175	92	56	122
社会福祉事業計収支差額	85	8	▲30	30
収益事業	90	84	86	92
※収益事業を含む事業活動資金収支差額合計は、年初予算比 83百万円 前年比 119百万円				
■ 収益状況について	①はまかけ含む措置事業：112百万円、保育事業：45百万円、介護保険事業：▲2百万円、本部：▲71百万円で社会福祉事業合計：85百万円。収益事業：90百万円を加えると175百万円となった。			
：事業活動資金収支(CF) 推移グラフ	②収益事業を除く社会福祉事業計の年初予算は、8百万円で臨んだ。さらなる水道光熱費の上昇を目論み、慎重な予算でスタートした。			
	③水道光熱費の節減努力、国のエネルギー政策、物価高騰補助金の支給により大幅な収支差額増となった。 *収支改善要因 法人計 水道光熱費前年比 ▲33百万円 + 補助金30百万円 = 63百万円			
	④一方、適正な人員配置を担保するため、保育士、介護支援員、看護師の補充採用では、人材難によるリクルート費用増となっている。			
	⑤収益事業の土地賃貸は、3年契約の2年目。賃貸料約198百万円から税金、諸経費を控除90百万円を確保。			

■ 事業活動資金収支(CF) 推移グラフ



<予算の執行状況>

令和5年度社会福祉事業の資金収支の状況は、事業活動収入 2,864 百万円、事業活動支出 2,869 百万円、事業活動収支差額 175 百万円(内、社会福祉事業：85 百万円＋収益事業 95 百万円)。

<法人税等の滞納>

収益事業に対する法人税、地域交流事業に対する消費税等を適正に納付し滞納はない。また、法人本部、各施設の会計全般については、会計事務所の指導・検査により厳正に行っている。

<財政状況の健全性>

令和5年度も本部事務局内『内部監査室』による内部監査を実施した。全事業所を対象に経理・会計に関する監査を実施し健全性の確保を図っており、毎年経営状況をホームページ上で公表し、透明性に努めている。法人本部、各施設の会計全般については、会計事務所の指導・検査により厳正に行っている。

本部は、横浜社会館跡地の土地貸与収入による収益基盤をもち、本部活動への各事業からの費用支出はない。

<安定した経営ができる基盤>

本会は、『横浜社会館』跡地の土地貸与収入があり、①職員の人材育成・資格取得支援、②防災担当専門職員による事故防止・災害対策、③外部食品衛生専門機関による食品衛生管理等、利用者のサービス向上に投資が図れる等、安定した事業確保を可能とする収益基盤を有している。

更に、職員への給与・福利厚生面にも配慮しており、本会正職員の平均継続勤務年数は 10.5 年と長く、安定した利用者サービスの提供ができています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

【所長】

地域ケアプラザにて30年の経験を持ち、その内21年間を十日市場地域ケアプラザにおいてデイサービス、居宅介護支援事業、地域包括支援センターといった主要な事業を経験しており、神奈川県介護支援専門員法定研修等において講師役を要請される職員が所長職を担う予定です。また、令和6年には区内の介護支援専門員向けの介護予防ケアマネジメント研修の講師を担当しております。

【地域活動交流コーディネーター】

平成17年にデイサービス職員として入社し、平成21年から15年一貫して地域活動交流コーディネーターとして勤務にあたっている、市内でも有数の経験を持つ職員を配置する予定です。地域の自治会役員や民生委員、地区社会福祉協議会の方など地域住民の方のみならず、地域にある様々な施設などとも信頼関係を築いている職員です。

サブコーディネーターは6名配置予定です。20年以上の経験があるものを始め10年以上の職員も多く安心して地域の方と接することが可能な職員体制を構築します。

【地域包括支援センター】

社会福祉士は現職が15年のベテランを配置する予定です。保健師職は経験のある看護師で3年ですが、他法人で地域包括支援センター業務を6年の経験を持つ職員を配置予定です。地域包括支援センターの主任介護支援専門員は2年の経験ですが、平成16年に十日市場地域ケアプラザに入職しデイサービス、介護支援専門員（居宅介護支援管理者）、地域包括支援センターと法人内で歴任しており、地域の様子もわかっている経験豊富な職員を配置する予定です。介護予防支援担当職員（予防プランナー）は非常勤を2名配置する予定となっています。

【生活支援体制整備事業】

生活支援コーディネーターとして5年の経験を持つ者で、新卒から一貫して業務にあたっている者を配置予定です。横浜市生活支援コーディネーター研究会において令和6年度には会長職を担った、中心的役割を担える者で、地域の方を始め企業の方などとも連携を図れる職員です。

【居宅介護支援事業所】

主任介護支援専門員としても経験の長い所長を管理者に据え、6年の経験を持つ主任介護支援専門員を配置予定です。現職の前には通所介護、生活支援コーディネーター、介護予防支援の予防プランナー業務と地域ケアプラザにおいて主要な業務を経験している地域にも顔なじみになっている中心的職員です。さらに人員を増やし地域のニーズに対応できるよう、管理者を

含め4人体制を構築することを目標にしています。

【通所介護】

管理者（生活相談員兼務）は当ケアプラザにおいて、15年の経験を持つ職員を配置します。コロナ禍以前には地域の行事にも顔を出すなど地域とのつながりに取り組んだ職員です。他の常勤職員も非常勤から通算18年と13年の長い経験を有する職員を配置予定です。非常勤職員も平均勤務年数が9年と離職が少なく安定した業務を行うことが可能な職員体制の予定です。

そのほか、事務・経理担当職員もデイサービスを経験している事業理解の深い職員を配置し、安定した事業実施ができる体制とします。

今後も法人全体で人材確保や人材交流を図るとともに、法人において資格取得支援制度も整えており、継続した有資格者の確保が可能な体制を整えています。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

法人内において人材育成体系があり、初級職から経営責任職まで年間階層別研修が定められています。常勤職員は個別の人材育成計画書を毎年作成し、所属リーダーや所長と個別面接を経て目標を設定し、目標達成に向けた研修を受講しています。外部研修にも積極的に参加するようにしており、事業の実施における必須研修以外にも事業所負担で参加できる仕組みとなっております。例えば令和6年度には通所介護生活相談員が面接技術の研修に参加したなど、介護のみならず様々なスキル向上の取り組みを行っています。

また、事業所内においても研修委員会を設置し、併設の老人福祉センターとも連携を図り内部研修を実施しています。「認知症理解」「接遇向上」「ハラスメント防止」「ダイバーシティ」など年間のテーマを定め、法人理念にもある「あらゆる人の尊厳を守る」ことのできる職員育成に努めています。また福祉避難所や介護保険事業所であることもかんがみて感染症防止研修や虐待防止研修なども全体参加で行っています。年に複数回救命救急講習を受講できる機会を法人が設けており、多くの職員が初級ないし上級の救命技能を有しています。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

施設保全、管理は施設利用者が安心して利用できるよう行います。こまめな点検や早期発見、早めの修繕により設備の長寿命化が図られると考えますので、小破修繕を積極的に実施します。法人指導により年1回職員全体で危険箇所点検を実施しており、指摘箇所の改善に努めます。

設備管理は専門業者へ委託し、月次点検、日常点検及び定期清掃、日常清掃を行いチェック表に基づいた月次報告書の提出を通して、老朽化した設備の維持管理を行います。

総合保守管理の委託事業者は2年に1度指名競争入札を行い選定し効率化も図ります。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。

※急病時の対応など。

複合館という事もあり、来館者の多い施設ですので、どの施設利用者へも職員が積極的に声掛けや挨拶をすることを心がけています。そのことで親しみある関係を構築することで、事件事故等の発生を未然に防ぐ環境づくりに取り組んでいます。業務終了時には当番の職員が施設内、施設周囲の巡回点検を毎日実施し「自主点検表」にチェックの上報告、翌日の職員へつなげる体制を整えています。利用したことは今までありませんが、万が一にそなえてさす股の準備、警備会社への通報システムの整備もしており、緊急に備えています。

毎月各事業においてヒヤリハット報告を行い確認・分析をし、繰り返さないよう対策を協議、それを職員会議等で共有することを励行しています。一事業にとどまらない積み重ねを行うことで事故発生防止に取り組んでいます。

事故が発生した際はその方の安全を最優先し、関係機関や法人本部と連携し対応や報告を行います。また、緊急時に備え、「緊急連絡網」「緊急対応手順」「事故報告マニュアル」などを整え、責任者不在でも的確に対応できるよう整えます。

業務上看護師が勤務しており、複合館内の他の施設利用者に体調不良者が発生した際などにも緊急対応ができるよう職員へ意識づけを行っています。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

福祉避難所運営マニュアルを整備し、震度5強にて参集をするなどの取り決めを行っております。職員緊急連絡先、参集方法を把握し参集できる方法を確認しています。

緊急時に備え横浜市社会福祉協議会が行っている福祉避難所情報共有システム活用訓練を職員全体で実施し、様々な状況に備えられるよう取り組んでいます。また法人においても安否情

報確認システム訓練を定期的に行っており、職員の安否確認、参集可否の確認ができるように日頃から備えています。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

法人防災担当顧問の指導の下、令和元年にBCP計画を策定しました。令和3年、令和6年と見直しを図り、災害、感染症の発生に備えた事業継続計画を策定しています。

また、福祉避難所としての備蓄をそなえているだけでなく、地域の方が一時的に避難してくることも視野に入れ、法人として独自に老人福祉センターと合わせて食料や燃料、寝具・暖房器具、衛生用品といった備蓄を行っています。また法人においても安否情報確認システム訓練を定期的に行っており、職員の安否確認、参集可否の確認ができるよう日頃から備えています。

感染症の発生に備え年に1回の感染症防止研修を行い、実際の対応方法の共有を図ります。

実際の災害懸念がある際には、あらかじめ法人防災担当より注意喚起の連絡が発出される仕組みがあり、災害に備えられる体制を整えています。

年2回の防災訓練においては地震を想定した訓練も行い、避難誘導や非常トイレの設置方法、非常食の確認など様々な状況を想定して訓練に取り組んでいます。また、救急救命講習を定期的に参加し多くの職員が初級や上級の救命技能を有しています。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

地域包括支援センターは担当地域における総合相談窓口としての役割を担っており、介護サービスを利用しようとしている方へ、その状態に適した事業所を選択できるよう支援します。ホームページや職員自身が収集した情報などを活用してそれぞれの事業所の特色を説明し、利用される方自身の意思で選択できるように支援してまいります。また、地域包括支援センター職員は地域の介護保険事業所が利用者へ公正中立で、利用者・家族の意向に沿った計画作成を行うよう、研修の実施や介護予防支援の委託を行った際などの機会を通じて意識していただけるよう働きかけます。

居宅介護支援事業者は利用者がサービスを利用する際に複数の情報提示を行い利用者自身が選択できるよう提案を行います。

施設の部屋利用団体へは利用申し込みや利用の際のルールを年に1回説明を行い、利用が一部の団体に偏ったりすることの無いように対応をします。

また、苦情受付窓口を各事業の責任者が担い、外部からの意見等も聞くことが可能な仕組みを整えます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

地域活動交流事業における貸館業務においては、各部屋にアンケート用紙を用意し、職員の対応や部屋利用についての意見・要望を聞ける仕組みをとっています。また利用者からの要望改善事項については職員会議において共有を図り、改善策を検討する仕組みになっています。事業内容については事業ごとに年1回の「利用者アンケート」を実施して、要望等を把握、いただいた意見の解決、改善に努め検討した対策を館内に掲示しています。

苦情対応は事業ごとに担当職員を選任し、早期解決に向けた体制を整えています。寄せられた苦情は会議において全体での共有を図る仕組みとなっていることで、同様の苦情が生じない取り組みを行っています。現場だけで対応できない場合は本部や区役所と連携を図り、アドバイス等いただきながら対応します。

法人として苦情申し立ての第三者委員を選任しており、直接話しにくいことがらについては第三者委員に申し出ていただける仕組みもあります。苦情内容を直接委員の方が聞き取り、所長や施設当事者へ伝えて解決への仲介役を担っていただいております。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

個人情報保護

個人情報の保護については、毎年職員全員を対象に「個人情報チェックリスト」で確認し、個人情報保護の具体的な取り組みを学び、誓約書を緑区に提出します。

FAX 送信は基本行っていないですが、実施する場合はあらかじめ機器に設定してある登録名簿を活用し、極力手入力を避け誤送信防止を図ります。その際でも必ずダブルチェックを行います。封書による郵便物は封入の際に複数職員によるダブルチェックを行うよう取り決め、誤送付防止に取り組みます。

個人情報（記録ファイルなど）は原則持ち出しを禁止としており、持ち出す場合は上司の確認、戻ってきた際の確認を行います。

デジタルカメラ等記録媒体についても持ち出し簿を作成し、責任の所在を明確にするとともに返却忘れなどの防止に努めます。

携帯電話にはパスワードを設定し、紛失しても中の情報が取り出せない対策を取ります。

情報公開の取り組み

必要な情報は公開できるよう取り組みます。介護保険事業については情報公表制度を活用し、事業の取り組みや体制、財務状況などを閲覧できるようにします。

指定管理部門は、アンケート結果の公表や、いただいた意見を公表できるようケアプラザ新聞などの媒体を活用して公開します。

人権尊重の取り組み

法人理念にも「あらゆる人の尊厳を守り、文化的生活を営めるようその自立に向けた支援に努める」と定めており、すべての人の人権を尊重するよう職員教育に取り組みます。

年1回の人権研修を行ってまいります。過去には「障害理解」、「認知症理解」、「LGBTQ など多様性の理解」など取り組みました。また近年増えているハラスメントについても学び、「ハラスメントしない、させない職場」を目指して併設の老人福祉センターとも協力して研修の機会を持っています。

介護保険事業で必要とされている虐待防止の研修も他部署の職員も参加できるようにし、「あらゆる人の尊厳を守る」ことができるよう取り組みます。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

電気量の削減として館内のLED化を進めました。現在すべての照明がLEDとなっており、エネルギーカルテシステム事業を活用して、電気等の使用状況を見える化を図り、削減できるところがないか検討していきます。

ごみゼロルート回収事業の活用を図り、資源化できるものは分別して排出を行います。特にプラ資源、紙資源（古紙）の分別を図ります。また、事務用品の再利用を図るため、ファイル、クリップといった物の保管場所を定め、事業所全体で活用することで重複購入を避け、無駄なごみを出さないよう取り組みます。

市内の中小企業振興について

小破損の改修工事は地元業者への優先発注を進めてまいります。仲介業者を通さず直接工務店に依頼を行い、短期間で改善できる方法で実施をします。また、封筒印刷などは地域にある作業所へ依頼をしています。

男女参画推進について

職員の多くが女性（36人／42人令和6年12月末）で、女性の活躍が事業には欠かせません。責任職にも女性が1名就いており、重要な役割を担っています。また、男女ともに働きやすい職場として、法人としても育児休暇、介護休暇、有休の時間給による取得の制度を整えています。

十日市場地域ケアプラザにおいて、過去最初に育児休暇を取得したのは男性職員でした。有給取得も積極的に促し、働きやすい職場づくりを進めていきます。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

施設稼働率向上の対策

駅近くで図書館、老人福祉センターとの合築であることから施設への出入りは多く、利便性も高い施設です。夜間利用も多く、18時閉館の仕組みができて以降も継続してお部屋を利用いただいています。自分たちだけでなく、地域全体でそれぞれの施設を周知する「まるっと！十日市場」によってハロウィンイベントなどを行い、1,000人近くの方に来館いただきました。今後も自分たちだけでない地域全体を意識した周知活動を行います。

施設利用状況がわかりやすいようHP上に空き室状況をアップしており、利用申し込みをしやすいように情報提供しています。HPを見て「〇〇日が空いているので申し込みたい」という連絡も頂戴しており、有効であると思われますので、引き続き実施してまいります。

情報提供

SNSの活用が重要ととらえ、HPだけでなく、LINE、X（旧Twitter）、Facebookなどの情報共有媒体を活用し、事業の案内などを行います。LINEは令和6年末時点で137人の友達登録をいただいております、重要な情報提供源となっています。パソコン等苦手な方もいらっしゃると思いますので、ケアプラザ新聞も引き続き発行し自治会の回覧に入れていただくことで、引き続き身近なところで情報が得られるようにします。

地域ケアプラザや地域包括支援センターの周知にはクリアファイルや名刺サイズのパンフレットも作成し、手に届きやすい取り組みを行います。

各QRコード



ホームページ



LINE



X（旧Twitter）



Facebook

クリアファイルや名刺サイズのパンフレット

4人の専門職がお手伝いします

主任介護支援 専門員	社会福祉士	看護師	生活支援 コーディネーター
様々な障害や医療機関との連携を図り、介護が必要になっても暮らしやすい環境づくりをお手伝いします。	介護・福祉にかなわない状態をお受けします。福祉サービスの提供防止や権利保護のお手伝いをします。	介護予防や健康づくりのお手伝いをします。障害支援1-2の認定がある方への支援を行います。	高齢者の介護予防や生活支援の仕組みづくりをお手伝いします。地域情報の収集のため、地域の活動にお伺いしています。

社会福祉法人 神奈川県 経済会
横浜市 十日市場地域ケアプラザ 地域包括支援センター

● 地図

● 情報発信

ホームページ X (Twitter) LINE Facebook

● 住所
〒226-0025 横浜市緑区十日市場町825-1

● 担当エリア
十日市場町 新治町 長津田みなみ台（7丁目 8番 19～27号/9～32番）

● 相談専用電話
☎ 045 (985) 9034

● 相談受付時間
月～土 9:00～18:00
日・祝 9:00～17:00

※ 地域包括支援センター相談専用電話の休業時間中は 横浜市のコールセンターに転送されます。

一人ぼっちにさせないために

様々な理由で 誰ともつながれず 暮らしている方がいらっしゃいます。
あなたの周りにも 気になる方はいらっしゃるかもしれません。
もしもしたら「手助け」が必要だけれど どうしていいかわからない方。 もしもしたら、一人ぼっちにさせないために「下記のチェックリスト」にあてはまる方がいらっしゃたら、
横浜市十日市場地域ケアプラザへお知らせください。

“一人ぼっちにさせないために” チェックリスト

☒ 同じ服や季節に合わない服を着ている	☒ 家の鍵を頻繁になくしている	☒ 最近 地域の行事に出てこなくなった
☒ ゴミの分別や収集日を朝室に間違えている	☒ 怒りっぽくなるなど性格の変化があった	☒ 家族が亡くなり一人になった

■ その他にも...

☒ 目的もなく歩いている	☒ 何日も同じ洗濯物が干したままになっている
☒ 交際に行かなくなった	☒ 雨戸が開まりっぱなしになっている
☒ 家にこもりがたまっていたり、食が荒れている	☒ 頻繁に業者が出入りしたり、物が配達されている
☒ 同じものを頻繁に購入している	☒ 郵便受けに新聞や郵便物がたまっている

クリアファイル

介護・福祉のこと“なんでも”ご相談ください
横浜市 十日市場地域ケアプラザ

相談専用 045-985-9034
月～土 9:00-18:00 日・祝 9:00-17:00
〒226-0025 横浜市緑区十日市場町825-1 緑図書館2階

名刺サイズのパンフレット

現在新しいものを鋭意作成中です！！

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

意を決して相談に来られる方も少なくありません。様々な課題を抱え、相談に来られるということを鑑みて、「対象・対象外」にかかわらず、まず相談を受け止め、適切な機関等につながるよう取り組みます。そのためにも障害福祉サービスの案内や医療機関情報、施設情報といった各種資料を取り揃えて、「相談の窓口」としての役割を担います。地域包括支援センター、地域活動交流の担当職員が定期的な情報共有の場を持ち、地域課題も含め共有を図ることで幅広い相談に対応できる環境を整えてまいります。

地域に様々な施設があり、地域活動交流コーディネーターが中心となり、「まるっと！十日市場」（施設間連携会議）を定期的実施しています。相互理解を深め、地域ケアプラザ内で共有を図ることで、お受けした相談を留めおくのではなく、適切なところへつなぐことができるよう取り組みます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

各事業間の連携について

地域支援を行う地域ケアプラザにおいて各事業がそれぞれで実施するのではなく、それぞれの役割を理解したうえで業務の枠を超えて連携を図ることが重要と考えています。デイサービス職員や介護支援専門員が地域のサロン支援として顔出しをしたり、生活支援コーディネーターが子育て支援の場や介護予防の集まり（元気づくりステーション）などに関与したりするなど進めています。あらゆる機会をとらえ、支援のきっかけづくりや働きかけを行うことを通じて地域ケアプラザが担う地域福祉への寄与、文化を享受できるような取り組みにつながると考えています。

また、地域包括支援センターと地域活動交流事業、生活支援体制整備事業のいわゆる「五職種」で月に2回（第1、3火曜日）に地域支援検討会議を行い、地域支援における方針や役割分担、課題の共有を図ります。共有された課題を事業所の事業等への実施に反映させるだけでなく、地区別計画などとも調和のとれた活動になるよう働きかけを行います。

老人福祉センターとの連携について

同一法人であることを活用して老人福祉センターと地域ケアプラザの主要4事業の責任者で代表者会議を毎月1回実施します。事業計画・報告と共有すべき課題、協力要請など情報共有を図ります。

関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザは地域の福祉・保健の中心的役割を担っていますが、十日市場駅周辺には様々な施設が集まっています。施設の周知等を目的に始めた施設間連携会議を拡大し、「ま

るっと！十日市場」として、施設のみならず地域のマンションや郵便局などと、おおよそ隔月で会議を持っています。ハロウィンイベントを行い、1,000人近くの参加がなされ、地域の文化的取り組みに寄与できました。また、防災への取り組みとして、災害時の情報共有の取り組みや災害拠点のフォーマットづくりなどに取り組んでおり引き続き実施していきたいと考えます。

関連施設が情報を共有することで、通常の活動のみならず災害時への備えにもつながるものとして綿密な連携を進めてまいります。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

地域ケアプラザが関わる団体は、自治会をはじめとした地域の団体から子育てサークルなどの小さなグループまで多岐にわたっています。様々な団体が多様な取り組みを行っていますが、その活動の多くを周知する機会があまりないのが現状です。また、地域活動を支える新たな人材の確保も課題となっている中、地域ケアプラザにはその関係団体をつなぐハブ的役割があると考えます。

また、少子高齢化が進む中、高齢者の支援を取り巻く環境は厳しさを増しています。介護保険事業だけで支援が必要な高齢者を支えるのが難しくなっている中、一般企業とのネットワーク構築もこれからより重要となってくると考えられます。

地域の買い物困難な高齢者の支援に移動販売を行政や区社会福祉協議会と協力しながら地域に複数箇所導入することができました。それにより、相談業務の中で「買い物に困っている」という声が明らかに減少しました。このように介護保険を勧めるだけでなく、社会インフラとして企業とも連携を図ることで、地域課題解決につながることを実証されたので、今まで関係のある団体だけでなく、様々な団体・関連機関とのネットワーク構築が今後より重要になると考えています。

また、「まるっと！十日市場」（十日市場施設間連携会議）において、各施設の周知について課題があり、ハロウィンイベントなどを実施、地域の方等への周知に努めました。さらに令和6年には地域の郵便局や新たにできたマンションの管理組合などとも連携を図り、ハロウィンイベントで1,000人近くの参加がなされたとともに、災害時に情報共有できるよう地区センターのホワイトボードを活用するように取り決めることができました。このように日頃から関係構築を図ることが、災害時の連携にもつながると考えております。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

区の方針や事業について、地域ケアプラザ全体での理解を進めることが重要ととらえています。そのうえで、自分たちの実施する事業が区としてどこに位置付けられているのかを把握、理解をして進めることが、区の方針等につながると考えています。これまで、みどりのわ・ささえ愛プランの推進に職員が積極的に関与を進めてきました。他にも、子育て支援、多文化共生等へ事業の実施を通じて寄与を進めてきました。

直接的な連携としても、区高齢障害支援地区担当と地域包括支援センター職員との定期的なカンファレンスや支援の実施、生活支援課と連携を図って困窮等課題を抱えている方・世帯への支援、事業企画係との連携による地域福祉保健計画策定推進など進めてまいります。

様々な機会をとらえ、区行政との重層的な連携を図ることで地域に住まわれている方の、「尊厳を守り」、「地域の人々が安寧に暮らしている」ことに寄与できるよう取り組みを行ってまいります。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

緑区における地域福祉保健計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」は第4期計画において、「誰もが身近な地域で安心して暮らしていける緑区」として掲げ、地域住民の助け合い、見守りなどが、進められてきました。十日市場地域ケアプラザとしても事業展開をただ行うのではなく、地区別計画と調和を意識して実施しました。孤立を防ぐという課題を受け、地域包括支援センターにおいて孤独死の問題を取り上げ、「ひとりぼっちにさせない」という取り組みにつなげたり、コロナ禍でつながりが希薄になりフレイルが進行してきたことからウォーキングの会を地域の方と作ったりと今までも地域、行政と共同して行ってきました。

今後も地域ケアプラザの事業を独立して行うのではなく、地域課題や地区別計画を意識し、その解決に向けた取り組みに直接的、間接的につながることを目標として実施をします。それには一部の職員が行うのではなく、地域ケアプラザ全体で事業の枠を超えて関係しあう体制づくりを行ってまいりたいと考えています。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

高齢者・子ども・障害者などの枠に捉われることなく、ユニバーサルデザインの観点を持ちながら、地域課題の解決につながるよう自主事業を行います。

○子ども分野

子どもの事業に関しては障害児と分けることをせず、ユニバーサルデザインの観点を持ちながら、孤立しない子育て事業を提供していきます。

また、新たにマンションが建築され、高齢化率も若干下がるなど流入世帯が多いことが見られています。このような地域状況の中でつながりづくりの必要性を感じており、緩やかにつながれる場になるよう取り組んでいます。今後も子育て世帯や子ども達へのアンケートや地域性に合わせながら、ボランティアの方と協働し、事業実施・継続するとともに、新たな集える場となるような事業展開を行います。

（よちよち園、ゆるふわ親子体操など）

○高齢者分野

自宅に閉じこもりがちな高齢者・機能低下が心配される方を定期的な外出を促せるような、集える場の提供や健康づくりの場を、ボランティアの方や参加されている方と協力して実施・継続していきます。

<ゆうゆうカフェ、お元気チェック、元気のわなど>

○障害者分野

障害者分野では、地域への周知、理解がまだ進んでいないことが課題として見えています。そのため、障害者理解へ向けた啓発事業や、分野の枠に捉われない「誰もが一緒に活動できる」事業の企画を提案していきます。例えば、みどり地域活動ホームあおぞらやみどり福祉ホームなど地域の障害児者事業を行っている事業所と協働し、障害児者の活動周知を行います。また、その活動に合わせ、地域の方と周知方法の工夫を考えたり、一緒に作業をしたりすることなどを通して相互理解に努められるような活動を行っています。

<10 展会など>

○自主活動化について

地域ケアプラザの事業はそれ単体で完結するものではなく、地域の福祉保健計画を推進する活動の一つととらえています。地域の課題である、孤立の防止や地域活動の継続性といった視点を持つなど、地域状況を考慮した取り組みを行います。関係団体、ボランティアと連携を取りながら、すべてを地域ケアプラザの事業とするのではなく、地域主体でその中心となるボランティアの育成や、参加者自身が活動を進めるような「参加する側」「提供する側」という関係を超えて取り組めることを意識した事業展開を進めていきたいと考えています。

<自主活動化／こども村、ゆうゆうカフェなど>

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

地域の会合や施設掲示、広報紙、ホームページやSNSなどを活用して地域ケアプラザが活動の場として利用できることを発信し、周知しています。

部屋利用に関しても、趣味的活動などであっても地域でのボランティア活動を行えば無料で活用できることを周知することで、活動の場として活用してもらいます。それを活かしてボランティア活動を促し、さらに施設の利用促進を図るという循環サイクルを作り、ボランティア活動へつながる働きかけを継続的に行いたいと考えます。

また、貸部屋空き状況を窓口やホームページ、SNSなどで発信し、利用しやすい情報発信を継続的にしていきます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネーターについて具体的に記載してください。

地域ケアプラザがボランティア活動の相談場所であり、活動場であることをホームページ、広報紙やチラシ、SNSなどで周知を図ります。

ボランティア希望者のニーズに合わせたコーディネートを行えるように、地域施設や活動団体と連携し、ボランティア募集情報などを常に収集、発信できるようにしていきます。また、事業を開催する中で、参加者の中から新たな担い手を発掘したり、ボランティア活動へつながったりする働きかけを行っていきます。

ボランティア同士の相互交流や情報交換・ネットワーク化を図れるように、ボランティアの意見を取り入れながら状況に合わせた研修・交流を行い、活動の継続・意欲の向上につなげていきます。

また「認知症キャラバンメイト」「食生活等生活改善推進員」「保健活動推進員」など、地域ボランティアと協働で事業取り組みを積極的に行い、地域の活性化に努めます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

自治会をはじめとした会合や活動団体の活動に出席、参加し、コミュニケーションを図る中で、地域の状況、団体・個人等の情報を社会資源の一つと捉え、把握に努めます。収集した情報は事業所内で共有し、事業を推進する際に活躍できる人材・リーダーとなる人材を見つけ、協働できる関係を築きます。

また、活動団体の実際の活動を地域ケアプラザ広報紙への掲載や紹介カード、SNSなどを活用して、住民に分かりやすく周知を図ります。そのことで地域の様々な活動へ参加していただくきっかけ作りを行います。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

老人会やお茶飲み会などの地域で行われているサロン、食事会といった地域活動・行事・会合等に参加し、地域の方との信頼関係を構築した上で、活動内容や参加者の情報を収集します。また地域ケアプラザ内で実施されている事業や相談内容をもとに、地域の傾向といった地域情報を収集します。

収集した情報を踏まえ、地区概況シート等統計データ（高齢者人口・高齢化率等）と掛け合わせて分析を行い、高齢者の生活上の課題やニーズを探ります。明らかになったニーズは生活支援コーディネーターだけでなく、地域包括支援センター職員や地域活動交流コーディネーターで共有し、地域支援や事業の計画立案、及び生活支援体制整備の構築に活用いたします。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

地域に根付いて活動しているボランティア団体・NPO法人等の活動の場（サロン・お茶飲み会・食事会・趣味サークル等）に参加・訪問し、構成メンバーや参加者の特色、開催日程などの基本情報を把握します。情報の整理にはAyamu及びヨコハマ地域活動・サービス検索ナビを活用して取りまとめていきます。

把握した情報は、地区概況シート等統計データ（高齢者人口・高齢化率等）や、地域包括支援センター職員・二職のコーディネーターで独自に作成した資源マップ（Google マイマップを活用して作成したもの）と掛け合わせて分析を行います。

また、第2層生活支援コーディネーター研究会所属の強みを活かし、区内外を問わず繋がりのある企業と連携することで、新たな社会資源が生み出せないかを検討します。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

認知症介護の家族の方が、気持ちを話すことでホッとできる「居場所」を作ることを目的として、福祉クラブ生協と福祉カフェ（認知症カフェ）を平成28年に立ち上げました。またヒルタウン地区で見守りや住民同士の助け合いを目的とした「ボランティアセンター」が平成29年から始まっています。どちらも地域住民から寄せられた課題について、地域包括支援センター職員・二職のコーディネーターとボランティア・世話焼きさん（地域住民のボランティアコーディネーター）が協議を重ね、活動団体の「場」に集まることで実現しました。

協議体は地域住民の困りごと・悩み事を住民同士で共有し、解決のために必要な「情報」「居場所」「担い手」などを関係機関・団体を交え話し合い、「助け合い機能」を実現する場

と考えています。地域では孤立の防止やつながりづくりといったことが課題に挙げられています。地域でゆるやかにつながれる場の創出や現在ある活動の維持発展が今後も必要と考えられますので、生活支援コーディネーターだけでなく、地域包括支援センター職員・二職のコーディネーター・区社協・区役所との連携を図りながら、地域課題やニーズに沿った様々なグループを創出していきたいと考えます。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビを活用し、社会資源情報を可視化した上で、ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビで社会資源情報が検索できることを地域に情報提供していきます。情報の掲載がない移動販売の情報については、独自にマップや一覧表を作成し、地域住民の方やケアマネジャーさんに向けて情報提供を行います。

また、窓口対応や地域包括支援センター職員等による相談対応について共有を図ることによって、高齢者の生活上のニーズを把握し、そのニーズに沿った社会資源とマッチングをさせます。相談者の身体的・精神的な健康状態や歩行状態、地域との関係性、年齢、興味・関心等を加味した上で、一律の情報提供ではなく、その人にあった個別的な「オーダーメイドのマッチング」を行います。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

ヒルタウン地区は独居世帯や高齢者二人暮らし、障害をお持ちの方も住んでおり、新治西部地区は流入世帯も多くいることなどを踏まえ、総合相談窓口であるという周知が重要ととらえています。民生委員など地域で活動している方々へ情報をお伝えし、困りごとが生じている方へ情報提供をしていただいています。そのために名刺サイズのパフレットを準備するなど、手に取りやすいよう工夫して周知を図ってまいります。

また、定期的にケアプラザ新聞等の媒体を活用して総合相談の窓口であることを地域に周知していきます。

地域ケアプラザまで来られることが困難な場合も多く考えられるので、アウトリーチにも注力いたします。その際に民生委員に同行をお願いするなどして相談される方が話しやすいように配慮をします。

8050問題や、虐待ケース、お子様が障害を持たれているなど複合的な課題を抱えている相談も多くなっていることから、障害分野の支援者（区障害担当、緑区基幹相談支援センターあおぞら、生活支援センターなど）との定期的なカンファレンスの機会などをもち、連携を図り支援にあたる仕組みづくりを行ってまいります。

相談内容はPCによるデータ管理を行い、地域包括支援センター内で常に状況を共有でき

る体制を整えることで、誰でも継続して相談を受けられる体制を構築します。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

要介護等認定者数のうち、認知症高齢者日常生活自立度がⅡa以上の割合が新治西部地区、ヒルタウン地区ともに区内で高位であることから、認知症支援の必要性は高いと思われます。

総合相談においても認知症に関係する相談は多くありますが、ある程度進行してからの相談であったり、近隣住民から「どこか施設に入れてくれ」という残念な相談であったりすることも散見されています。認知症は誰でもなりうることであることや、早期発見早期治療が重要であることを今後も地域に啓発していきたいと考えています。

認知症キャラバンメイトの活動支援として、定期的な連絡会開催を行います。情報共有や認知症サポーター養成講座開催の方法、動画作成など新たなコンテンツ作りなどを通して地域への理解促進に働きかけます。養成講座の開催を企業や地域の集まり、学校などへ働きかけることで、認知症になっても住み続けられる街づくりへ寄与したいと考えております。

地域に認知症カフェ、福祉カフェが計2箇所あり、その活動の周知、開催支援も重要ととらえています。誰でも気軽に集える場、認知症であっても活動ができる場として長年活動が続いておりますので、カフェ運営における課題の共有や、周知の支援などを通して今後も続けられるように働きかけていくとともに新たな場を作れるよう取り組みます。

実際の支援に課題が生じたような際には、地域ケア会議や協議体、認知症初期集中支援事業など、認知症支援という枠だけでない様々な場を活用して解決につながるよう取り組みます。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

コロナ禍で認知症や虐待等の相談が多くみられました。あらゆる人の尊厳を守れるように相談窓口であることを民生委員やケアマネジャー等へ継続して周知を図ってまいります。民児協への訪問やケアマネ連絡会、ケアマネサロンといった場を活用して行いたいと考えています。

成年後見制度の活用について、エンディングノートの書き方講座などを開催し、説明する機会を設けることで広く地域へも普及活動を行います。

ケアマネジャーや民生委員などからも消費被害の情報をいただく場合があります。さらなる消費被害防止つながるよういただいた情報などをもとにケアプラザ新聞やSNSを活用して啓発に取り組みます。

8050世帯や困窮、虐待などの複合的な課題を抱えている場合は、行政をはじめとした関係機関との情報共有、役割分担を行うことで適切な支援につながるよう展開していきます。

以前、区長申し立て中だったケースでは、金銭管理に課題があるため自治会の役員さんとお話をして、自治会費の集金方法に配慮をいただけないか相談しました。このように、本人を中心とした支援にあたるよう、各種団体等と連携を深めて支援を展開したいと考えています。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

ケアマネジャー連絡会の開催と総合相談の共有を軸に実施をしていきたいと考えています。現在、長津田地域ケアプラザと霧が丘地域ケアプラザと協力をして三包括ケアマネ連絡会を実施してきました。地域包括支援センター職員が主導するのではなく、地域の居宅介護支援事業所に属しておられる主任ケアマネジャーの方が幹事役となり、自分たちの課題を設定、その解決や理解促進に向けた連絡会という形式をとっており、地域包括支援センターはその事務局役を担っています。エリア全体のケアマネジャーの課題ととらえることで、より自分たちのこととして取り組んでいただける会となっていますので、この形を進めることで包括的なケアマネジメントの実施につながると考えています。

また、単独での実施も行います。それは、より地域に密着した内容での実施を進めていきたいと考えています。地域の民生委員との顔合わせの会など、介護保険事業だけでない地域との連携を進める機会となるよう展開していきます。

総合相談の場も活用し、ケアマネジャーや地域住民からの相談も地域包括支援センター職員全体で共有することで、継続した支援が行える環境を作ります。

■在宅医療・介護連携推進事業

在宅における要介護等高齢者の支援には医療との連携が重要ととらえています。地域包括支援センター職員により地域のクリニックや薬局、歯科医などに顔出しを行い、地域包括支援センターの役割をお伝えし、チラシを置かせていただくようお願いするなどネットワークづくりに取り組みます。また、地域の総合病院とは連絡体制が整っており、顔の見える関係が構築されています。本人家族の了承のもと、退院前からのスムーズな情報共有、介護が必要な状況になっても途切れないよう介護保険の導入や各種サービスへのつながりができ、安心した在宅生活を送れるよう引き続き取り組みます。

また、一般介護予防事業を地域の総合病院へ実施協力依頼を行うことで関係作りができています。介護が必要になってから連携推進を図るのではなく、日々の業務も連携推進の機会ととらえ取り組みます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

地域ケア会議は、地域の関係者（民生委員、自治会、老人会、ボランティア、医療関係、介護保険事業者等）が一堂に集まり、個別ケースの対応を検討しながら地域課題を抽出、共有できる重要な会議と考えています。課題選定には地域のケアマネジャーからはなかなか事例が上がりにくいという課題がありますが、地域包括支援センター職員によるこまめな働きかけを行い、事例を積み重ね、共有していくというところから進めていきたいと考えます。それには、ケアマネジャーからの相談だけでなく、総合相談の内容も共有し、地域福祉保健計画との調和も念頭におきつつ事例を選定していきたいと思えます。

また、参加いただく方の選定についても、地域包括支援センター職員だけでなく、所長や地域活動交流事業、生活支援コーディネーターなどの意見も反映しながら行うことで、幅広い活動につながるよう取り組みます。

行われた会議をさらに類似の事例はないかなど、深めていくことで地域課題を抽出し次につなげられるよう取り組みます。

つなげる先としても包括エリア地域ケア会議だけでなく、生活支援体制整備事業の協議体、地域福祉保健計画地区別計画、区行政、認知症初期集中支援事業など様々な取り組みとの連動性を考慮してつながるようにしていきたいと考えています。特に、孤立の防止や、担い手不足、フレイル予防などは地域活動にもつながるものと思われるので、様々な機会をとらえていかれるように地域ケア会議を活用してまいります。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

要支援認定の方が新治西部地区、十日市場ヒルタウン地区ともに区内で高位の認定率となっています。利用される方も常に250人/月を超えていることから、対応できる人員確保が重要と考えています。

地域包括支援センター職員3名に加え、介護予防プランナーも2名配置し5人体制を確保します。新任職員には所長も元地域包括支援センター主任介護支援専門員であったことを生かし、育成に加わりアセスメント力、対応力向上に努めます。月1回の定例会議において、事例検討の時間を持ち、介護予防ケアマネジメントの骨子である「本人の意欲を引き出し、自立を支援する」ことを大切にスキル向上に努めます。

業務委託に際しては、本人・家族の意向を第一とし、本人・家族が選択できるよう情報提供を行います。居宅介護支援事業所へは担当者会議や委託契約依頼の場を活用して公正中立な取り組みがなされるよう働きかけます。また、担当者会議にも積極的に関与し、介護予防計画書の確認、目標の共有などを図り、利用者自身の自立に資する計画となるよう働きかけを行います。

区内の地域包括支援センター、行政と協力して「介護予防ケアマネジメント研修」を行い、

インフォーマルサポートの活用や、ケアマネジメントの質の向上など介護支援専門員のスキルアップに資するよう取り組みます。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

認知症予防と介護予防を目的とした講座「元気のわ」を概ね月2回開催、スリーAやフレイル予防講座等と組み合わせ、地域の方が主体的に認知症予防、介護予防の活動ができるよう取り組んでいきます。毎回20人以上の方に参加いただいております、継続して実施を図ります。また、その場を活用して参加されている地域の方がレクリエーションや手話体操をするなど、単なる「支援する側・される側」ではない「お互い様」の関係性が構築されています。参加されるすべての方のQOLの向上につながるよう取り組みます。今後はそれをさらに参加者自身で開催できるなど、より主体的な取り組みにつながるよう進めていきます。

介護予防講座「ぴちぴち教室」を以前は地域ケアプラザ主催で地域の集会所などで実施をしていましたが、それを「出張版」とリニューアルし、地域のサロン（お茶飲み会）や老人会などの地域活動内での開催を行っています。その形式を継続することによって、より身近なところで介護予防等に主体的に取り組めるよう働きかけていきます。

区健康づくり係、保健活動推進委委員の協力のもと、企業にも協力をいただき、月に1回の健康チェック「お元気チェック」を実施します。血管年齢測定やベジチェック、歩行診断など様々な測定を行うことで、参加されている方への健康への理解促進、介護予防、フレイル防止の重要性などへの働きかけを行います。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

社会資源が有機的に連携できるためにはまず、お互いのことを知るところから始める必要があると考えます。地域住民の活動の中でも、「ほかの団体がどのような活動をしているかわかりにくい」という意見も見られました。コロナ禍で活動が縮小し、交流が減ってしまったことも一因と考えております。そのためにつながりの再構築を目標に進めてまいりたいと考えています。地域ケア会議や協議体など、地域ケアプラザに課されている事業を有効に活用して関係作りを図ってまいります。これまでは、民生委員とケアマネジャーといった、地域で活動されている方と介護サービスとの連携を進めてまいりました。今後は介護福祉だけでなく、一般企業などとの連携も必要と考えております。それを進めるためにも、生活されている方のニーズ把握を行い、個別的な課題を支援するパーソンセンタードケアの考えが重要ととらえています。個別の支援からみえてきた地域課題をとらえ、生活支援体制整備事業により企業との連携を図ったり、地域活動交流の業務の中での地域住民の繋がりからネットワークを見出したりというような多角的な視点を持ち、それらをうまく活用しながら連携を進めていきたいと考えています。

す。

医療との連携もさらに進めていきたいと考えています。地域に訪問診療の医療機関や新たに開院したクリニックなど医療機関の充実が進んでいますので、相談のケースなど実際の支援場面を通じて連携を深めてまいりたいと考えています。その連携をその相談だけにとどめおかず、地域ケア会議などを通じてネットワークを広めていくよう進めていきたいと考えています。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

公の施設における介護保険事業者として、周りの事業所の規範となる事業所を目指します。地域包括ケアの推進を理解し、多職種や医療との連携を推進します。ケアマネジメントにおいても質的向上を図れるよう積極的に外部研修を取り入れます。カンファレンスや事例検討を行うことで、一人仕事になりがちなものをできる限り事業所として共有することで組織として対応できる力を付けるよう進めてまいります。

主任介護支援専門員としての経験も長い所長を管理者とし、別に主任介護支援専門員を配置することで、地域の事業所からも頼られる事業所を目指します。さらに4人体制をめざし人員確保に努め、増えていくと思われる地域のニーズに応えられるよう取り組みます。

地域包括支援センターが併設されていることも踏まえ、より公正中立で利用者本位に努めるとともに利用者、その家族の自立に向けた支援につとめられるよう連携を図るとともに、複数の課題を抱えた方への支援も積極的に受け入れます。

地域包括支援センター、行政との協力を進め、利用者の権利擁護などにも積極的に関わってまいります。

地域ケアプラザに設置されている介護保険事業所として、地域とのつながりは特に重要と考えています。地域の活動（お茶飲み会など地域で行われているサロンなど）に積極的に参加し、地域との繋がりを強めてまいります。

地区においてもダブルケアや8050世帯なども見られることから、担当する利用者・家族の在り方を理解し、家族支援を含め対応致します。

増えていくことが予測される介護予防支援、介護予防ケアマネジメントについても体制を整えてできるだけ受け入れていきたいと考えています。

(6) 通所介護等通所系サービス事業 * **デイありのみ記載**

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザにおける通所介護サービス・横浜市通所介護相当サービスでは、地域に住む要介護等の高齢者のニーズに即した支援を行います。現在要支援認定を受けた方への入浴のサービスを行っていない事業所も増えておりますが、独居等の多い地域であり、一定数入浴の支援が必要な要支援者もいらっしゃることを念頭に要介護だけでなく要支援の方にも入浴のサービスを提供できるように人員を整えていきたいと思います。

また、近くにスーパー等あることを活用して、機能訓練としての買い物支援を行ってまいり

ます。歩行訓練としての機会であることはもちろんのこと、「実際に自分の目で見て買う」という事による社会活動としてのリハビリテーションの場としてもとらえることで、その人のQOL向上への働きかけを期待して行います。

認知機能の低下をされている方にも「できること」を探し、支援を受けるだけではないあり方を行ってまいります。クラフト活動や園芸活動を始めとして、自主事業で行っているよちよち園の参加されている方や乳幼児との交流などを進めていきます。小さいお子様とその保護者の方には「世代間の交流」の有効性を感じてもらう事、高齢者には過去の経験を思い出すことで機能低下防止を期待できるなど相互の効果を目指して取り組みます。

食前や、昼休み後といったような細かな時間も使って運動や機能訓練を行うことで、身体機能の低下防止に資するよう取り組みます。

また、集団活動の場という特性を生かし、孤立しがちな要介護高齢者同士の繋がりづくりなどにも寄与できるよう、利用者が一緒に作品作りをするといったような共同作業をできる機会を作ります。

これらの活動を通して、「あらゆる人の尊厳を守り」、それぞれが緩やかにつながる「場」となれるように取り組みたいと考えています。

地域包括支援センター等公的な役割を担っている部署と併設されている介護保険事業所として、地域への働きかけも行っています。地域福祉保健計画地区別計画への理解を進め、地域のサロン等へ職員が顔出しをする機会を作ることで、自分たちのノウハウを地域へ提供することができるのではないかと考えます。それにより、地域活動への支援につながるよう取り組みます。また、地域包括支援センターとの連携を密にし、複合的な課題を抱えている方の利用も積極的に受け入れることでその人ができるだけ暮らし続けられる環境を提供できるよう取り組みます。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

収支計画について

通所介護がある地域ケアプラザの収支は、人件費等のマイナス要因を介護保険事業が補う形で実施をされてきましたが、介護保険報酬の実質引き下げなどで通所介護の収支バランスが厳しい状況になっています。また、物価高騰に伴う光熱水費等公共料金の値上がりもあり、収支バランスがさらに厳しい状況にさらされています。

こうした現状を踏まえ、事業全体の業務内容を見直し、適正な人員配置を行うことで、安定した運営のための整備を実施します。

利用者サービスのための経費について

事業開始から30年を経っており、建物の維持管理、修繕費は利用される方の安全と快適な利用のために指定管理料の中でも重要な部分を占めています。設備機器のメンテナンス、定期・

日常清掃等の専門業者は指名競争入札によって適正に選択し委託するとともに、小破修繕についても利用者の安全面を第一に考え選択を行います。

公共料金の値上がり、近年の異常気象により電気・ガスの使用量も増大しています。節電や省エネ対策を心がけ、その時の状況を見ながら電力供給会社の見直しなどを図るとともに、適切な節電を呼びかけることで支出の効率化に取り組みます。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

利用料金の支出の活用について

利用料金については費用徴収をすると事業への参加が減少してしまうという課題が以前からあります。多くの事業は指定管理料から支出することとし、費用徴収する場合でも材料費程度に抑え、参加費が支出を上回る設定にはいたしません。

運営費の効率性について

法人で現在、法人内人材バンクができないか検討を始めています。事業実施にあたり講師等の活用が必要な場合、その人材バンクを活用できる場合は積極的に活用することで、効率化がすすめられ、さらに法人としての地域貢献にもつながると考えています。

また、費用徴収について、上記課題はあるにしても少額でも徴収することで、事業実施の継続性が上がり運営費負担も抑えられると思われますので、事業の実施状況とのバランスを見ながら少額の負担をいただくようにしたいと考えています。

事業実施に際して、自治会館等の活用を図ることで、事業をより地域に近い場所で行えることが期待できるとともに、その利用料が地域の活動に生かされることにつながると考え積極的に活用を図りたいと考えます。

指定管理料提案書
(横浜市十日市場地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐	14,000,000円	14,000,000円	14,000,000円	14,000,000円	14,000,000円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円
事業費		・自主事業講座講師料 ・車両費 ・自治会館等外部施設利用料 ・保健衛生費 ・会議等費用	☐	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円
事務費		・備品消耗品等購入費 ・旅費 ・研修費 ・通信運搬費 ・印刷費 ・保険加入費	☐	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	☐	7,000,000円	7,000,000円	7,000,000円	7,000,000円	7,000,000円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		-234,000円	-234,000円	-234,000円	-234,000円	-234,000円
施設使用料相当額				-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円
合計				23,019,000円	23,019,000円	23,019,000円	23,019,000円	23,019,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※1: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	24,000,000円	24,000,000円	24,000,000円	24,000,000円	24,000,000円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円
事業費		・自主事業講座講師料 ・車両費 ・自治会館等外部施設利用料 ・保健衛生費 ・会議等費用	□	150,000円	150,000円	150,000円	150,000円	150,000円
事務費		・備品消耗品等購入費 ・旅費 ・研修費、 ・通信運搬費 ・印刷費 ・保険加入費	□	700,000円	700,000円	700,000円	700,000円	700,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	1,800,000円	1,800,000円	1,800,000円	1,800,000円	1,800,000円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>		-2,035,000円	-2,035,000円	-2,035,000円	-2,035,000円	-2,035,000円
合計				26,571,000円	26,571,000円	26,571,000円	26,571,000円	26,571,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※2: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部経費の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	☐					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	☐					
事業費		生活支援体制整備事業	☐					
事務費		・備品消耗品等購入費 ・旅費 ・研修費、 ・通信運搬費 ・印刷費 ・保険加入費	☐					
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>						
合計								
			うち団体本部経費					

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部経費の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費		介護予防普及強化事業	☐	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
				うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円

収支予算書
(横浜市十日市場地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	23,019,000円	23,019,000円	23,019,000円	23,019,000円	23,019,000円
		地域包括支援 センター運営事業	26,571,000円	26,571,000円	26,571,000円	26,571,000円	26,571,000円
		生活支援 体制整備事業					
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業・ 第1号介護予防 支援事業	5,750,000円	5,750,000円	5,750,000円	5,750,000円	5,750,000円
		居宅介護支援事業	19,500,000円	19,500,000円	19,500,000円	19,500,000円	19,500,000円
		通所系 サービス事業	90,000,000円	90,000,000円	90,000,000円	90,000,000円	90,000,000円
			115,250,000円	115,250,000円	115,250,000円	115,250,000円	115,250,000円
	その他収入		1,040,000円	1,040,000円	1,040,000円	1,040,000円	1,040,000円
支出	内訳	人件費	130,450,000円	131,200,000円	131,950,000円	132,700,000円	133,450,000円
		事業費	9,910,000円	9,910,000円	9,910,000円	9,910,000円	9,910,000円
		事務費	6,370,000円	6,370,000円	6,370,000円	6,370,000円	6,370,000円
		管理費	17,480,000円	17,480,000円	17,480,000円	17,480,000円	17,480,000円
		その他	1,600,000円	1,600,000円	1,600,000円	1,600,000円	1,600,000円
			165,810,000円	166,560,000円	167,310,000円	168,060,000円	168,810,000円
	うち団体本部経費		0円	0円	0円	0円	0円
収支							

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市十日市場地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	6.0000人	6.0000人	6.0000人	6.0000人
	②	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
	③	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
	②	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
	③	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

所長・包括三職種・三職のコーディネーターはすべて、常勤職員を配置します。
地域包括支援センターの人員は、高齢者人口基準により、3名となります。
地域活動交流のサブコーディネーターの6名は臨時雇用職員です。

団体の概要

(令和 7 年 1 月 1 7 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほう じんかながわけんきょう さいかい) 社会福祉法人神奈川県匡済会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒245-0016 神奈川県横浜市泉区和泉町 6181 番 2 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式 6 同意書による)に使用します)
設立年月日	大正 7 年 1 0 月 1 1 日
沿革	第 1 次世界大戦を機に生じた急激な産業化の進展等による社会の歪みの拡大を背景に、全国各地で「米騒動」が勃発した。こうした状況に対して、「富める者(資産があり、社会的地位の高い者)には、それに伴う社会的責任と公共的義務がある(ノーブレス・オブレジ)」との崇高な理念のもと、横浜の財界人が中心となって寄付金を集め、市民の困窮救済を目的に、大正 7 年(1918 年)10 月に本会は設立された。 ○大正 7 年 10 月 11 日: 神奈川県知事を会長に本会前身の「神奈川県救済協会」創立 ○大正 8 年 12 月 10 日: 「社団法人神奈川県匡済会」へ改称 ○昭和 3 年 2 月 8 日: 半官半民組織から民間組織へ改編(民間初代会長: 原富太郎) ○昭和 27 年 5 月 2 日: 「社会福祉法人神奈川県匡済会」への改組を経て現在に至る。
事業内容等	1. 横浜市生活自立支援施設はまかぜの受託経営 (1) 自立相談支援事業、(2) 一時生活支援事業、(3) アウトリーチ事業 2. 中区寿地区生活支援事業 (1) 仕事チャレンジ講座(生活・社会・技能習得訓練)実施事業 (2) 寿地区高齢者健康維持推進事業「寿でい ふれあいの広場」(法人自主事業) 3. 保育所の経営 (1) 寿福祉センター保育所、(2) 新山下二丁目保育所、(3) 大倉山保育園 4. 老人福祉施設の経営 (1) 養護老人ホーム白寿荘、(2) 養護老人ホーム野庭風の丘、 (3) 特別養護老人ホーム白寿荘 5. 地域ケアプラザの受託経営 (1) 横浜市十日市場地域ケアプラザ、(2) 横浜市踊場地域ケアプラザ 6. 老人福祉センター横浜市緑ほのぼの荘の受託経営 7. 救護施設横浜市浦舟園の受託経営

	8. 横浜市高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業			
財務状況 ※直近3か年の事業年度分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	総収入	2,727,415,035	2,829,256,719	2,878,525,025
	総支出	2,652,806,582	2,830,417,327	2,809,130,704
	当期収支差額	74,608,453	－1,160,608	69,394,321
	次期繰越収支差額	1,131,790,929	1,169,417,439	1,219,824,490
連絡担当者				
特記事項	なし			